

提 案 理 由

議案第65号	養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	<p>令和4年8月8日に国会及び内閣に対して人事院から給与改定等の勧告（以下「令和4年人事院勧告」という。）がなされたことに鑑み、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、一部を除き、公布の日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <p>令和4年度の期末手当の改正</p> <p>6月支給分 2.075月 → 2.075月（±0.00）</p> <p>12月支給分 2.075月 → 2.175月（+0.10）</p> <p>令和5年度の期末手当の改正（均等化）</p> <p>6月支給分 2.075月 → 2.125月（+0.05）</p> <p>12月支給分 2.175月 → 2.125月（-0.05）</p>
議案第66号	養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
理 由	<p>令和4年人事院勧告がなされたことに鑑み、養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）、養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）及び養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年養父市条例第6号）について、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、一部を除き、公布の日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <p>養父市職員の給与に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none">・行政職給料表の若年層（平均改定率0.4%引き上げ）及び医師職給料表の改正・令和4年度の職員の勤勉手当の改正（年1.90月→2.00月） 6月支給分 0.95月 → 0.95月（±0.00） 12月支給分 0.95月 → 1.05月（+0.10）・令和5年度の職員の勤勉手当の改正（年2.00月の均等化） 6月支給分 0.95月 → 1.00月（+0.05） 12月支給分 1.05月 → 1.00月（-0.05）・令和4年度の再任用職員の勤勉手当の改正（年0.9月→0.95月） 6月支給分 0.45月 → 0.45月（±0.00） 12月支給分 0.45月 → 0.50月（+0.05）・令和5年度の再任用職員の勤勉手当の改正（年0.95月の均等化）

6月支給分 0.45月 → 0.475月 (+0.025)

12月支給分 0.50月 → 0.475月 (-0.025)

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

・特定任期付職員の給料表の改正（1号を1,000円引き上げ）

・令和5年度の期末手当の改正（年3.25月→3.30月）

6月支給分 1.625月 → 1.650月 (+0.025)

12月支給分 1.625月 → 1.650月 (+0.025)

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

・令和5年度の期末手当の改正（年2.40月→2.50月）

6月支給分 1.20月 → 1.25月 (+0.05)

12月支給分 1.20月 → 1.25月 (+0.05)

議案第67号

令和4年度養父市一般会計補正予算（第5号）

理 由

本件は、当面必要とする経費の補正を行うものである。